

平生町告示第67号

令和3年第12回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和3年11月22日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和3年11月25日
- 2 場 所 平生町議会議事堂
- 3 付議事項

- (1) 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
 - (2) 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

○開会日に応招した議員

中丸 和則君	中村 武央君
中本 敦子さん	赤松 義生君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
細田留美子さん	河内山宏充君
平岡 正一君	村中 仁司君
中川 裕之君	

○応招しなかった議員

令和3年 第12回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

令和3年11月25日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和3年11月25日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第50号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第51号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案第50号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第51号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第6 議案第52号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
-

出席議員(11名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 中丸 和則君 | 2番 中村 武央君 |
| 3番 中本 敦子さん | 6番 赤松 義生君 |
| 7番 河藤 泰明君 | 8番 岩本ひろ子さん |
| 9番 細田留美子さん | 10番 河内山宏充君 |
| 11番 平岡 正一君 | 12番 村中 仁司君 |
| 13番 中川 裕之君 | |
-

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 高木 哲夫君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 田坂 孝友君
総務課長 …………… 中尾 和正君

午前9時00分開会・開議

○議長(中川 裕之君) ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第12回平生町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(中川 裕之君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、村中仁司議員、中丸和則議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(中川 裕之君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中川 裕之君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(中川 裕之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者の職氏名の報告は、お手元に配付の文書のとおりであります。

これをもって諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時01分休憩

午前9時17分再開

日程第4. 議案第50号

日程第5. 議案第51号

日程第6. 議案第52号

○議長（中川 裕之君） 本会議を再開いたします。

日程第4、議案第50号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第6、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までを一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様、おはようございます。

今年もあと1カ月余りとなりました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に新たな発生が抑えられており、観光や個人消費に持ち直しの動きがみられる状況となっています。山口県においても同様であり、本町が主催する年末年始の行事につきまして、感染症対策を講じた上で開催していきたいと考えているところでございます。

政府は、過去最大となる財政支出55.7兆円の新たな経済対策を19日に閣議決定いたしました。この経済対策は、「成長と分配の好循環」の実現に向け、経済の再建や子育て世帯などへの分配を重視したものとなっており、生活支援策として、18歳以下の子供を対象にした10万円相当の給付や、生活困窮世帯への10万円の給付を行うことなどが盛り込まれました。これらの対策の中には、自治体はその取り組みを担うものがあり、今後の動向を注視していく必要があると考えられます。

これから、寒さや乾燥からインフルエンザなどの感染症が流行するシーズンを迎えます。引き続きマスクの適切な着用、換気、手洗い・うがい等の基本的な感染防止対策を徹底いただきますようお願い申し上げます。

そうした中、令和3年第12回平生町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず全員の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、条例3件でございます。

それでは、議案第50号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」、並びに議案第51号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、一括して御説明申し上げます。

両条例につきましては、一般職の職員の給与改定に伴いまして、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を0.1月分引き下げいたすものであります。

本年度分の期末手当につきましては、12月期を1.675月分から1.575月分へ引き下げ、令和4年度以降につきましては、6月期並びに12月の支給月数を1.625月分といたします。

続きまして、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、本年度の人事院及び県人事委員会の勧告を総合的に勘案し、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、期末手当について、年間の支給月数を0.15月分引き下げいたすものであります。

本年度分の期末手当につきましては、12月期を1.275月分から1.125月分へ引き下げ、令和4年度以降につきましては、6月期並びに12月の支給月数を1.2月分といたします。

以上をもちまして、提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じます。御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川 裕之君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。

議案第50号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」から、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」までを一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 特別職と議員についてはともかくとして、この9年間というものについては、働く人の給料というか、賃金というか、20万円以上も下がってきているという現状の中で、今回職員組合の方とは協議をされて、合意を得られての提案ということにはなっているんですけど、人事院の勧告とはいえ、普通の毎月の給与そのものについては民間よりも下回っているという先ほど説明がありましたけど、そうした中で、期末手当というか、一般的には賞与といいますけど、その部分については民間に合わせて減額をすると、こういうことでありますけど、私はある意味、たとえ人事院の勧告とはいっても、民間と肩を並べるとい形ですと、どちらでも下がり続けてばっかりになるのではないかと思いますけど、執行部のほうとして、これからはやっぱり本格的に、働く人たちの給与を引き上げていかなければ、日本の国そのものも立ち行かなくなるし、特に若い世代なんかでは、子育てということになるんですけど、そうし

た部分でも、少子化がますます進んでいくということのように、いろんなところに影響が出てくると思いますが、町長、今回の期末手当の引き下げについて、どういうお気持ちなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川 裕之君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

これは国の制度でございますので、私とやかく申し上げる範囲ではないと思います。政府も人事院勧告は尊重して行うというふうになっておりますので、私がこれに対して、どうのこうの申し上げる立場にないというふうに思っております。

以上です。

○議長（中川 裕之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） ありませんか。はい。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、議案第52号について、討論を行います。

たとえ人事院の勧告とはいえ、職員の期末手当について、0.15カ月分減額するということではありますが、この9年間、日本の働く人たちの賃金は22万円下がっているということが、先般の総選挙のときでも大きな話題になりました。

また、あの総選挙のときには配分のことも大きな焦点となりましたけど、GNPの6割は家庭の消費で賄われているという視点を考えると、これ以上働く人たちの賃金を下げることについては、私は納得はできません。

一方で資本金が10億円以上の企業は、内部留保を今467兆円ぐらいをためているわけですが、企業は内部留保をためる、働く人たちの賃金は下がる、そういう状態を続けていったのでは、日本の国の経済はますます縮小していくのではないのでしょうか。

そうした意味で公務員の人たちの給与とか、あるいは賞与とか、そうしたものについてはやはり、ある意味全体の労働者の給与とか賞与に影響を与えるものであり、たとえ人事院の勧告とはいえ、今回の期末手当の減額には賛成できません。

以上で終わります。

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中川 裕之君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

まず、議案第50号「平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第50号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第51号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立全員であります。よって議案第51号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中川 裕之君） 起立多数であります。よって議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長（中川 裕之君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

これをもって、令和3年第12回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 川 裕 之

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 中 丸 和 則